

○第4章 市長及び職員

条 文	
<p>第11条 市長の役割と責務</p> <p>市長は、市民から信託を受けた本市の代表者として、この条例を遵守し、市民自治のまちづくりを推進しなければならない。</p> <p>2 市長は、公平かつ誠実な行政運営を行わなければならない。</p> <p>3 市長は、市政に関する情報を市民に分かりやすく説明しなければならない。</p> <p>4 市長は、補助機関である職員の能力向上を図るとともに、効率的な組織の運営に努めなければならない。</p>	
<p>第12条 職員の役割と責務</p> <p>職員は、この条例を遵守し、市民の視点に立って公正かつ効率的に職務を遂行しなければならない。</p> <p>2 職員は、市民自治によるまちづくりを推進するために必要な能力の向上に努めなければならない。</p>	
平成29年3月 提言内容	
市の職員への条例に関する研修を充実させ、理解を一層深めていただくことを望みます。(第12条)	
主な取り組み事例	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自己研修の支援、職場研修、職場外研修の実施 (受講者数 H28: 延べ698人、H29: 延べ721人、H30: 延べ876人、R元: 延べ836人) ・ 育児休業中の職員に対し、通信講座等の研修に関する情報を提供 ・ 江別市職員の仕事・子育て・女性活躍推進に関する行動計画～特定事業主行動計画～の策定 (H28～) ・ 新人職員研修の一単位として自治基本条例について説明 ・ 5年目以降の職員の政策形成、政策法務基礎研修を、市民自治によるまちづくりを推進するために必要な能力の向上のため実施 (受講者数 H28: 延べ79人、H29: 延べ76人、H30: 延べ83人、R元: 延べ87人) ・ 新規採用者へ自治基本条例リーフレットおよび条文と解説を配布 ●新たに中堅職員を対象に条例に関する研修を実施 <ul style="list-style-type: none"> ▷ 採用されてから10年程度経過した平成18年度・19年度採用職員を対象に自治基本条例に関する研修を実施した。(H29: 23名受講) ●中堅職員を含む全係員に、自治基本条例リーフレットおよび条文と解説を配布した。(H30) ●庁内で全職員を対象として周知を行った。(R元～) ●昇任者向け研修など、既存の研修の一部の時間帯を条例のPRに活用 (H29～) <ul style="list-style-type: none"> ▷ 「前期新人職員研修」、「後期新人職員研修」、地域イベント派遣者向けに実施する「スタートアップ研修」、課長・係長職昇任者向けに実施する「人事評価研修」内で、条例について説明・周知した。 <p style="text-align: right;">※●はH29.3の提言書を踏まえ新たに取り組んだ事例</p>	
アンケート	市の自己評価
関連項目なし	<p>市長の取り組み姿勢並びに職員の職務遂行および育成については、条例の趣旨を遵守して行われていると考えています。</p> <p>職員を対象としたアンケートの結果では、条例自体に対する認知度が97.5%と非常に高い水準にあり、本条例に関する研修、全体周知等の取り組みが一定の成果を上げているものと考えています。</p> <p>しかし、条例の内容を理解し、条例の基本理念等を意識して職務を遂行している職員の割合が7割程度にとどまっていることから、今後も職員の理解と意識向上を図るための取り組みを続けていく必要があると考えています。</p>
参考資料	
<p>【4月27日送付資料】</p> <p>(資料4) 提言書(H29.3)</p> <p>(資料5) 江別市自治基本条例検討委員会提言書を踏まえた市の取組</p> <p>(資料8) 江別市自治基本条例 条文と解説</p> <p>【別添資料】</p> <p>(別添資料①) 令和2年度 市民自治の推進に係る職員アンケート結果</p>	

○第5章 行政運営①

条 文	
第13条 総合計画	
市は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、総合計画を策定するものとする。	
2 市は、総合計画を策定するに当たっては、多くの市民意見を反映させるため、必要な情報提供に努めるとともに、市民参加を積極的に進めるものとする。	
3 市は、総合計画の達成目標を明らかにするとともに、その内容及び進行状況に関する情報を市民に分かりやすく提供するものとする。	
4 市は、総合計画が社会の変化に対応できるよう検討を加え、必要に応じて見直しを行うものとする。	
第14条 財政運営	
市長は、財政の状況を的確に把握し、予算の編成に当たっては、総合計画及び行政評価の結果を反映させることにより、将来的な財政見通しに立った健全な財政運営に努めなければならない。	
2 市長は、財政状況に係る情報並びに予算及び決算に係る情報を市民に分かりやすく公表することにより、財政運営の透明性の確保に努めなければならない。	
第15条 行政評価	
市長等は、効果的かつ効率的な行政運営を図るため、行政評価を実施し、その結果を施策等に反映させるとともに、市民に分かりやすく公表するものとする。	
2 市長等は、市民、専門家等による外部評価の仕組みを整備するよう努めなければならない。	
第16条 政策法務	
市は、自主的な政策活動を推進するため、必要に応じて条例、規則等の制定及び改廃を行うとともに、法令等の調査研究を重ね、主体的かつ適正な解釈に努めなければならない。	
平成29年3月 提言内容	
なし	
主な取り組み事例	
<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり市民アンケート及び行政評価による進行管理及び公表（H16～） ・第6次総合計画策定に係る各界各層との意見交換の開催（H23） ・第6次総合計画策定に係るえべつ未来市民会議（H24） ・第6次総合計画策定に係る行政審議会（H24～H25） ・第6次総合計画中間改定に係るまちづくり意見交換会の実施（H29） ・第6次総合計画中間改定に係る行政審議会（H29～H30） ・第6次総合計画改定案に対するパブリックコメント（H30） ・予算編成方針の公表、予算編成に対するパブリックコメント（H21～） ・「絵で見る江別市予算案」をHPで公表（H21～） ・年1回、「財政の現状と課題」の公表（H21以前から） ・年2回、評価表（評価版・改革版）を公表（H16～） ・江別市行政評価外部評価委員会を設置し、市民の目線による外部評価の仕組みを導入（H22～） ・政策法務基礎研修を実施 	
アンケート	市の自己評価
関連項目なし	本章に規定する行政運営の各事項については、条例の主旨のとおり遂行していると考えます。
参考資料	
【4月27日送付資料】	
（資料5）江別市自治基本条例検討委員会提言書を踏まえた市の取組	
（資料8）江別市自治基本条例 条文と解説	
【別添資料】	
（別添資料②）「えべつ未来づくりビジョン＜第6次江別市総合計画＞」の策定経過	
（別添資料③）えべつ未来戦略	

○第5章 行政運営②

条 文	
<p>第17条 危機管理・防災</p> <p>市長等は、市民の生命、身体及び財産を保護するため、情報の収集及び提供並びに必要な対策を実行できる体制の整備に努めなければならない。</p> <p>2 市長等は、市民の防災意識の向上を図るとともに、災害発生時に備え、市民、事業者及び関係機関との連携及び協力を図るよう努めなければならない。</p>	
平成29年3月 提言内容	
<p>全国で発生している大規模災害は、江別市民にとって決して他人事ではなく、市の防災、減災対策の充実はもとより、市民の防災・減災意識の向上や災害弱者と言われる方々への支援について、自治会などと一層の連携を図っていくべきと考えます。(第17条)</p>	
主な取り組み事例	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災訓練 (H21～) ・ 避難所運営訓練 (H23～) ・ 災害対応物品整備 (H17～) ・ 災害状況を HP 及び災害状況自動案内装置により市民に広報 ・ 冬期落雪事故予防研修会 (H18～) ・ 緊急貯水槽での応急給水訓練実施 ・ 北海道下水道災害対策会議幹事会および訓練 ・ 避難行動要支援者名簿の作成 (H26～) ・ 登録制メールで災害情報・避難情報等を発信 (H27～) ● より多くの自治会が避難所運営訓練に参加してもらえるよう啓発 <ul style="list-style-type: none"> ▷ 年2回開催している自主防災研修会にて訓練参加の呼びかけを実施 (H29～) ▷ 出前講座にて避難所運営訓練参加や見学の呼びかけを実施 (H30～) ▷ ホームページに各自治会等による訓練予定を公開し、避難所運営訓練未実施自治会等へ啓発 (H30～) ▷ 総合防災訓練にて避難所運営訓練を各自治会等に見学していただき、訓練開催してもらえるよう啓発 (H30～) ● より多くの自治会が避難行動要支援者避難支援制度に協力してもらえるよう啓発 <ul style="list-style-type: none"> ▷ 出前講座にて、避難行動要支援者避難支援制度の説明会を実施 (H29～) ▷ 自治会連絡協議会正副会長会議、民生委員児童委員協議会にて、制度の説明及び協力してもらうよう啓発 (H29～) 	
※●は H29.3 の提言書を踏まえ新たに取り組んだ事例	
アンケート	市の自己評価
<p>問 27 市民の防災・減災意識の向上や災害弱者への支援について、自治会等との連携が図られていると思いますか。</p> <p>1. 思う ……55.7%</p> <p>2. 思わない ……35.6%</p>	<p>本章に規定する行政運営の各事項については、条例の主旨のとおり遂行していると考えます。</p>
参考資料	
<p>【4月27日送付資料】</p> <p>(資料4) 提言書(H29.3)</p> <p>(資料5) 江別市自治基本条例検討委員会提言書を踏まえた市の取組</p> <p>(資料8) 江別市自治基本条例 条文と解説</p> <p>【6月11日送付資料】</p> <p>令和2年度 江別市自治基本条例アンケート報告書</p> <p>【別添資料】</p> <p>(別添資料④) 市ホームページ「防災研修会・避難所運営訓練等の実施日程等を公表します」</p> <p>(別添資料⑤) 市ホームページ「避難行動要支援者避難支援制度」</p>	

○第5章 行政運営③

条 文	
<p>第18条 行政手続 市長等は、行政運営における公正の確保及び透明性の向上を図るため、処分、行政指導等に関する手続きを定めるものとする。</p> <p>2 行政手続に関し必要な事項は、別に条例で定める。</p>	
<p>第19条 外部監査 市は、適正で効率的な行政運営を確保するため、必要に応じて外部の監査人その他第三者による監査を実施することができる。</p>	
<p>第20条 公益通報 市長等は、市政の適法かつ公正な運営を確保するために、違法な行為について通報を行った職員等が、通報により不利益を受けないよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	
平成29年3月 提言内容	
なし	
主な取り組み事例	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政手続条例に規定（H10年施行） ・ 内部通報及び外部通報受付窓口を設置（江別市職員等からの公益通報に関する要綱、江別市外部労働者からの公益通報に関する要綱）（H20～） 	
アンケート	市の自己評価
関連項目なし	本章に規定する行政運営の各規定については、条例の主旨のとおり遂行していると考えます。
参考資料	
<p>【4月27日送付資料】</p> <p>（資料5）江別市自治基本条例検討委員会提言書を踏まえた市の取組</p> <p>（資料8）江別市自治基本条例 条文と解説</p> <p>【別添資料】</p> <p>（別添資料⑥）江別市行政手続条例</p>	

○第6章 情報共有の推進①

条 文

第21条 情報共有

市は、まちづくりに関する情報を市民と共有するため、速やかに、かつ、分かりやすく情報提供するとともに、制度及び体制の充実に努めるものとする。

- 2 市は、市民からの意見、要望、提案等に対し、速やかに、かつ、誠実に対応するとともに、市民と情報を共有するため、必要に応じてその対応状況を公表するよう努めなければならない。
- 3 市民は、まちづくりに関する情報を共有するため、これに対する関心を高め、必要な情報の収集に努めるものとする。

平成29年3月 提言内容

まちづくりに関する情報を市と市民が共有することは、市民自治の前提であることから、まちづくりに関する情報をホームページや広報などでお知らせする際には、より見やすく、より分かりやすく、といった視点で、高齢者などに配慮したものとなるよう一層努力していただきたいと考えます。また、ホームページが見られない方へのまちづくりに関する情報提供の在り方についても検討されることを望みます。

さらに、まちづくりについて、市民からの意見、要望、提案、苦情などを受け付ける「市民の声」については、行政内部での情報共有にとどまることなく、内容によっては、今後市民にも公表していくべきと考えます。

主な取り組み事例

- ・ 江別市公式 HP の改修・充実 (H22・H23)、携帯電話サイト運用開始 (H22～)、市HPフォトグラフえべつ (H21.3～) 及びSNSでの情報発信 (H28.4～)
- ・ 広報えべつの発行 (S25～、月1回)
- ・ 市の出前講座による情報提供 (H23～)
- ・ リーフレットやパンフレットの発行
- ・ 市民が傍聴できる会議等をHPで公表
- ・ 各種計画の進捗状況の公表
- ・ 各種事業の説明会開催
- ・ 定例記者発表 (H22～)
- ・ 在住外国人に向けた生活情報の提供
- ・ 市民参加予定事業の公表 (H25～ 4月・10月) 及び市民参加実施状況の公表 (H28～)
- ・ 大学版出前講座の実施 (H27～) 及び市民活動団体版出前講座の実施 (H28～)
- ホームページにおけるウェブアクセシビリティ (年齢や障がいの有無にかかわらず、利用者がウェブ上の情報にアクセスし、利用できること) の徹底 (H29～)
 - ▷ 市ホームページでは、記事作成時に自動でアクセシビリティをチェックできるシステムを引き続き活用する。また、広報誌では、スマートフォンの普及に合わせ、QRコードを掲載するなどして関連するホームページの情報にアクセスしやすいよう工夫する。
- ホームページにおけるページ構成の統一、よりわかりやすい表現へ見直し (H29～)
 - ▷ 分かりやすい階層構造を維持するとともに、ページデザインはCMS (ホームページを管理するシステム) の機能を活用する。
 - ▷ 市民目線で、できるだけ平易な表現に努め、理解しやすい文章構成を心掛ける。
- 広報えべつの可読性を高めるため、掲載記事の内容に応じ、読者の年齢等に配慮したフォントを工夫 (H29～)
 - ▷ 可読性を高めるためのデザインの工夫、フォントの選択、行間、文字間、文字ポイントなどに配慮した。
- 広報えべつにおいて、余白の確保、効果的な写真・イラストの配置など、見やすい誌面構成に配慮 (H29～)
 - ▷ 可能な限り、余白の確保、各ページへ効果的に写真を取り入れ、見やすい誌面構成となるように配慮した。
 - ▷ 情報を集約して掲載する部分 (お知らせページ) と、特集記事や重要なPR記事とのメリハリをつけることで、余白や効果的な写真、イラストを取り入れた読みやすい紙面構成を心掛けた。
- ホームページが見られない方に配慮した、広報誌面の検討 (H29～)
 - ▷ 広報えべつの誌面で、まちづくりに関する情報を積極的に掲載した。
 - ▷ 限りある誌面を効率よく活用できるようページ割の工夫をした。
- 市民の声等の傾向の公表に併せて、内容に応じて、市民の声を広報誌などで紹介 (R元～)
 - ▷ 市民の声を踏まえた記事の掲載について工夫するとともに、広報えべつの特集テーマに合わせて意見募集するなど、意見を寄せやすい環境づくりに努める。
- 市民の声等を受けて広報誌に掲載している記事は、その旨が分かるよう記載内容を工夫 (R元～)
 - ▷ Q & A方式にするなど疑問点と回答が分かりやすい掲載方法の工夫を行う。

※●はH29.3の提言書を踏まえ新たに取り組んだ事例

→裏面へ続く

○第6章 情報共有の推進①つづき

アンケート

問7 江別市からのお知らせは、主にどのようなものを利用して入手していますか。(特に利用しているものを3つまで)

1. 広報えべつ ……89.3%
2. 市のホームページ ……18.5%
3. 市のパンフレットやリーフレット……14.0%
4. 新聞 ……31.6%
5. 情報公開コーナー 1.7%
6. 出前講座 ……0.3%
7. 自治会回覧 ……46.6%
8. 知人を通じて ……5.5%
9. その他 ……2.1%

問8 江別市や自治会、活動団体などが行っている、まちづくりに関する情報を得やすくするために何が必要だと思えますか。(3つまで)

1. まちづくりに関する情報をどこで得られるのか周知する……47.9%
2. まちづくりに関する情報を集めたホームページを作成する……30.2%
3. まちづくりに関する情報を得られる施設を整備する……17.4%
4. パンフレットやリーフレットの配布場所を増やす……27.8%
5. 広報えべつの内容を充実させる……66.6%
6. まちづくりに関するセミナーを開催する……7.6%
7. その他 ……6.1%

問9 江別市のホームページや広報誌が、高齢者などに配慮したわかりやすい内容になっていると思えますか。

1. 思う ……68.9%
2. 思わない ……24.8%

市の自己評価

アンケートの結果では、依然として「広報えべつ」に対する需要が大きいことから、より一層の内容充実と読みやすい紙面づくりに努めてまいります。

また、ホームページによる情報発信においては、近年はSNSとの連携によるアクセス誘導が効果を上げており、今後は自前の広報媒体だけでなく、他のメディアや市民らの手による情報拡散といった新しい手法により市政情報を浸透させることが肝要であり、いっそうの戦略性が求められると考えています。

今後の情報共有の在り方について、広報誌の充実はもとより、近年著しい情報発信ツールの多様化に対応していくことが課題であり、様々な手法を研究しながら、市民が気軽に意見を寄せていただける環境づくりを目指したいと考えています。

参考資料

【4月27日送付資料】

- (資料4) 提言書(H29.3)
- (資料5) 江別市自治基本条例検討委員会提言書を踏まえた市の取組
- (資料8) 江別市自治基本条例 条文と解説

【6月11日送付資料】

令和2年度 江別市自治基本条例アンケート報告書

【別添資料】

- (別添資料⑦) 市ホームページ「アクセシビリティ」

○第6章 情報共有の推進②

条 文	
<p>第22条 情報公開 市は、市民の市政に関する情報について知る権利を尊重し、市政に関する情報を公正かつ適正に公開するものとする。 2 情報公開に関し必要な事項は、別に条例で定める。</p>	
<p>第23条 個人情報の保護 市は、個人情報の収集、利用、提供、管理等を適正に行うとともに、自己に係る個人情報の開示、訂正等を請求する市民に対し適切な措置を講じなければならない。 2 個人情報の保護に関し必要な事項は、別に条例で定める。</p>	
平成29年3月 提言内容	
なし	
主な取り組み事例	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報公開条例に規定（H8年施行）、運用 ・ 公文書公開請求等の受付 ・ 審議会等に関する会議の公開 ・ 個人情報保護条例（H14年施行） ・ 個人情報開示請求等の受付 ・ 情報セキュリティ監査として外部業者に委託し、個人情報の取り扱いなどの注意啓発 	
アンケート	市の自己評価
<p>問29 情報公開制度があることを知っていますか。</p> <p>1. 知っている……58.4%</p> <p>2. 知らない……38.6%</p> <p>問30 江別市は、自治基本条例の趣旨にのっとり、適正に情報を公開していると思いますか。</p> <p>1. 適正に公開していると思う……15.1%</p> <p>2. まあまあ公開していると思う……23.4%</p> <p>3. 普通……39.8%</p> <p>4. 足りない……8.0%</p> <p>5. その他……7.5%</p> <p>問31 個人情報保護制度があることを知っていますか。</p> <p>1. 知っている……82.4%</p> <p>2. 知らない……14.7%</p> <p>問32 江別市では、条例や制度の趣旨にのっとり、適正に個人情報を保護していると思いますか。</p> <p>1. 適正に保護している……28.5%</p> <p>2. 普通……55.8%</p> <p>3. もっと厳格にすべきである……5.0%</p> <p>4. その他……5.5%</p>	<p>情報公開及び個人情報の保護については、条例の主旨のとおり遂行しており、アンケートの回答結果からも、適正な運用がなされているとの評価を得ているものと考えています。</p>
参考資料	
<p>【4月27日送付資料】</p> <p>（資料5）江別市自治基本条例検討委員会提言書を踏まえた市の取組</p> <p>（資料8）江別市自治基本条例 条文と解説</p> <p>【6月11日送付資料】</p> <p>令和2年度 江別市自治基本条例アンケート報告書</p> <p>【別添資料】</p> <p>（別添資料⑧）江別市情報公開条例</p> <p>（別添資料⑨）江別市個人情報保護条例</p>	